

令和3年度 マイナポイント事業費補助金（事務経費補助事業）  
交付規程

施行：2022年3月8日 PJ220308-SP03H-規程 000001

改訂：2023年2月20日 PJ230220-SP03H-規程 000001

（通則）

第1条 令和3年度 マイナポイント事業費補助金（事務経費補助事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、マイナポイント事業費補助金交付要綱（令和4年1月28日総行情第11号。以下「要綱」という。）第31条第1項の規定に基づき、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「PJ」という。）が行うマイナポイント事業費補助金（事務経費補助事業）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

- この補助金は、キャッシュレス決済事業者（第4条で規定するキャッシュレス決済事業者をいう。以下同じ。）が、令和4年4月1日以降 PJ が定める日までの間、マイナンバーカードを取得し、マイキーID を設定した者等を対象として、キャッシュレス決済サービス（第4条で規定するキャッシュレス決済サービスをいう。以下同じ。）の利用、健康保険証の利用申込、公金受取口座の登録とキャッシュレス決済サービスにて利用可能なポイント（マイナポイント）の申込を行った者に、PJ が定める要件を満たしてマイナポイントを付与する事業（以下「本事業」という。）に対して、PJ が当該付与に要する経費を補助することにより、マイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の利用拡大や消費喚起を図りつつ、マイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座の登録を促進することで、デジタル社会の実現を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 PJは、キャッシュレス決済事業者が補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてPJが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(キャッシュレス決済事業者)

第4条 本事業においては、対象となる電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービス(以下「キャッシュレス決済サービス」という。)を提供し、マイナポイントの付与の対象者に対して、PJが定める所定の条件に基づきマイナポイントを付与できること及び以下のいずれかに該当するキャッシュレス決済事業者を登録対象とする。

(ア) 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条第1項に定める前払式支払手段発行者又は同条第3項に定める資金移動業者

(イ) 資金決済に関する法律第2条第17項に定める銀行等であつて、為替取引に必要な免許を受けた事業者

(ウ) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第35条の17の5第1項第5号ニに定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者

(エ) 日本に居住する消費者を対象にキャッシュレス決済サービスを提供し、かつ当該キャッシュレス決済サービスにより、マイナポイント付与を行うことが可能な事業者。

2 キャッシュレス決済サービスを自社で発行・提供しておらず、マイナポイントの付与のみを行うことが可能な事業者は対象外とする

3 第1項に関わらず、キャッシュレス決済事業者の登録にあたり、キャッシュレス決済事業者向けにキャッシュレス決済サービスのシステム等を提供している事業者であり、複数のキャッシュレス決済事業者を代表して、PJへの申請等を取りまとめて実施する事業者については、本事業におけるコンソーシアム代表申請事業者(以下「代行申請事業者」という。)とする。

(キャッシュレス決済事業者の登録)

第5条 本事業において、第4条に規定するキャッシュレス決済事業者は予めPJに対して登録申請を行う。

2 PJは、補助対象となるキャッシュレス決済サービスを導入するキャッシュレス決済事業者から登録申請があつた際に、そのキャッシュレス決済事業者の適格性を審査したうえで登録を行う。

3 PJは、本事業における登録が完了したキャッシュレス決済事業者に対して、その旨を通知するものとする。

4 登録されたキャッシュレス決済事業者は、登録の際に申請をした内容に変更が生じる場合には、PJに対し、その変更内容を報告するとともに、必要な手続等について指示を受けなければならない。

5 PJは、キャッシュレス決済事業者登録通知後、外部に公表すると予め通知した情報をウェブサイト等に掲載する。ただし、キャッシュレス決済事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある場合について、当該キャッシュレス決済事業

者が申し出た場合は、原則公開しない。

(キャッシュレス決済事業者登録の取消し)

第6条 PJは、キャッシュレス決済事業者において、虚偽、不正又は業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、キャッシュレス決済事業者として不適切であると判断した場合、キャッシュレス決済事業者の登録を取り消すことができる。

2 前項に基づいてキャッシュレス決済事業者の登録が取り消された場合は、第1号及び第2号の交付規程に基づくキャッシュレス決済事業者としての登録も取り消されるものとする。また、第1号の交付規程に基づいてキャッシュレス決済事業者としての登録が取り消された場合も同様に本交付規程におけるキャッシュレス決済事業者の登録は取り消されるものとする。

(1) 令和3年度 マイナポイント事業費補助金(事務経費補助事業)交付規程

(2) 令和3年度 マイナポイント事業費補助金(マイナポイント付与補助事業)交付規程

3 PJは、第1項及び第2項の規定に基づき、キャッシュレス決済事業者の登録を取り消したときは、当該キャッシュレス決済事業者に対してその旨を通知するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第7条 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請額の算定等)

第8条 キャッシュレス決済事業者は、交付申請の対象となる補助対象経費の見込額及び算定の参考となる情報により、申請額の算定を行うこととする。

(交付の申請)

第9条 第5条の規定に基づき登録されたキャッシュレス決済事業者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書にPJが定める書類を添えて、PJが指定する期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(電子申請等)

第10条 申請者は、原則として、本交付規程に定める手続きを電磁的方法(適正化法

第26条の3第1項の規定に基づきPJが定めるものをいう。以下同じ。)により行うこととする。

- 2 PJは、原則として、本交付規程に定める手続きを電磁的方法により行うこととする。
- 3 PJ及び申請者は原則、第1項、第2項のとおり電磁的方法により各種手続を行うこととするが、PJが判断した場合及びPJが事業完了を行った日以降の手続方法についてはこの限りではない。
- 4 PJは第3項のとおり電磁的方法以外による各種手続を行うことができるよう予備様式を定める。

#### (交付決定の通知)

第11条 PJは、第9条の規定により交付申請書の提出があった場合には、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2により申請者に交付決定の通知をするものとする。この場合において、PJは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 PJは、審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 PJは、交付決定又は精算(概算)払請求の後に補助金の交付に係る予算が不足した場合等において、交付決定額を変更し、精算(概算)払金額を変更する等の措置を講ずることがある。
- 4 PJは、第1項の通知に際して必要な条件を附することができる。

#### (交付の条件)

第12条 PJは、前条第1項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、当該交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、次の各号に掲げる条件その他の条件を附することができる。

- (1) 補助事業者は、法令、交付規程、公募要領及び交付決定の内容並びにこれに附した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) PJが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が交付決定の内容又はこれに附した条件に適合しないと認めるときは、補助金を交付しない場合があること。
- (3) 補助事業者は、PJが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (4) PJは、前条の交付決定を行うに当たって、第9条第2項本文により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- (5) PJは、第9条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこと

とし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

- (6) 補助事業者は、PJから補助事業の効果等について報告を求められたときには、その指示に従うものとする。
- (7) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に附さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に附することが困難又は不適當である場合は、指名競争に附し、又は随意契約をすることができる。
- (8) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、任意の様式において、PJに届け出なければならない。
- (9) 補助事業者は、第7号の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- (10) 補助事業者は、第7号又は第8号の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、総務省の契約に係る指名停止措置を受けている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、PJの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- (11) PJは、補助事業者が前号の規定に違反して総務省の契約に係る指名停止措置を受けている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はPJから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- (12) 補助事業者が補助事業の一部を請け負わせ、若しくは委託し、又は共同して実施する者(この項の規定により補助事業者とみなされる者を含む。次の号において「再委託受託者等」という。)は、補助事業者とみなして第7号から前号までの規定を適用する。
- (13) 補助事業者は、再委託受託者等の前項の規定により適用される第7号から第11号までの規定に基づく行為に対して、必要な措置を講じるものとする。

#### (標準処理期間)

第13条 PJは、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。変更の決定についても同様とする。

#### (申請の取下げ)

- 第14条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第11条第1項の通知があった日から起算して30日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をPJに提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付に関する一連の通知、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する国の会計年度の翌年度から5年間、善良な管理者の注意をもって保管し、PJの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第16条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4-1による計画変更（等）承認申請書をPJに提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 事業費の額を変更するとき。ただし、事業費の額の20パーセント以内の額の減額及び入札による減額を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
- (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものとPJが認める場合
- (イ) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 PJは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。
- 3 PJは、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、様式第5により補助事業者に対して交付決定変更の通知をするものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合（令和4年度末から翌年度へ繰り越す場合に限り）に、様式第4-2による計画変更（等）承認申請書（繰越に係るもの）をPJに提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 PJは、前項に基づく計画変更（等）承認申請書（繰越に係るもの）を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の承継)

- 第17条 PJは、補助事業者について、合併又は分割等の法人が実施する事業再編行為により補助事業を実施する者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が本事業を継続して実施しようとするときは、様式第6による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助事業遅延の届出)

第18条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による補助事業遅延報告書をPJに提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、PJから要求があったときは速やかに様式第8による状況報告書をPJに提出しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第20条 PJは、補助事業が交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 PJは、補助事業者が前項の命令に違反したときは、第27条第1項の規定に基づき、補助事業の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第21条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又はPJが定めた日のいずれか早い日までに様式第9-1による実績報告書をPJに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日又はPJが定めた日のいずれか早い日までに様式第9-2による年度末実績報告書をPJに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 PJは、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

5 PJは、補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合しないと認めるときは、補助金を交付しない場合がある。

(是正のための措置)

第22条 PJは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定等)

第23条 PJは、第21条の報告を受けた場合には、補助事業に係る報告書等の検査を行

うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第16条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、補助事業者に対して補助金の額の確定を通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 PJは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、PJの指示によりその超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 PJは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
  - (1) 返還すべき補助金の額
  - (2) 延滞金に関する事項
  - (3) 納期日
- 5 PJは、補助事業者が第3項の規定による命令を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
- 6 第4項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて第29条第1項の規定に基づき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の支払）

- 第24条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算（概算）払請求書をPJに提出しなければならない。

#### （手続代行）

- 第25条 補助事業者は、様式第12による手続代行の申請をPJに提出し、その承認を受けることで、第9条の交付申請書、第14条の交付申請取下げ届出書、第16条の計画変更（等）承認申請書、第17条の承継承認申請書、第18条の補助事業遅延報告書、第19条の状況報告書、第21条の実績報告書、第24条の精算（概算）払請求書の提出その他PJが指示する手続きを、PJが別に定める条件を満たす代行申請事業者に対して依頼することができる。
- 2 代行申請事業者は、依頼された手続きについて、善良なる管理者の注意をもって対応しなければならない。
  - 3 代行申請事業者は、手続きにあたって補助事業者から提供され、又は知り得た営業秘

密について、他用途転用の禁止等の営業秘密の管理に係る責務を負うものとする。

- 4 PJは、代行申請事業者が第1項に規定する手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次に掲げる措置を講じることができるものとする。
  - (1) PJが行う契約の全部又は一部について、一定期間指名等の対象外とすること。
  - (2) PJが実施する全ての補助金について、一定期間の交付及び手続代行の停止を命ずること。
  - (3) 当該代行申請事業者の名称及び不正の内容を公表すること。
- 5 PJは、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは代行申請事業者に対し、協力を求めることができるものとし、代行申請事業者はPJからの協力依頼に対して必ず協力しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第26条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第13の報告書を、PJに提出しなければならない。
- 2 PJは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項に基づく補助金の返還については、第23条第4項及び第6項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第27条 PJは、第3条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、交付規程、公募要領に基づきPJが指示した事項に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がないとPJが判断した場合
  - (5) 第6条の規定によりキャッシュレス決済事業者としての登録を取り消された場合
  - (6) 補助事業者が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第23条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 PJは、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
  - 4 PJは、第1項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 5 PJは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に

係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、次条第1項の規定に基づいて計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 6 第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付における手続については、第23条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、第23条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第14」と読み替えるものとする。

#### (加算金の計算)

- 第28条 PJは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 PJは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

- 第29条 PJは、延滞金を徴収する場合において、前条第1項の規定を準用して計算するものとする。また、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以降の期に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

#### (財産の管理等)

- 第30条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第15による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第21条第1項に定める実績報告書に様式第16による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 PJは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をPJに納付させることがある。

#### (取得財産の処分の制限)

- 第31条 取得財産等のうち、PJが処分を制限する財産は、単価50万円以上のものとする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、第23条第1項による交付の確定通知を受けた日までとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第17による申請書をPJに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(PJによる調査)

- 第32条 PJは、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類等の調査を行うことができる。
- 2 前項の補助事業者は、PJが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(PJによるデータ等の提供要請)

- 第33条 PJは国の施策に基づいたマイナポイント第2弾を実施するため、必要な範囲内において補助事業者に対してマイナポイント第2弾の実施に資するデータ等の提供を要請することができる。
- 2 補助事業者は、PJ及び国が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(収益納付)

- 第34条 PJは、第15条の規定により、保存を定める会計帳簿及び証拠書類を確認した結果、別表第9条関係に定める補助対象経費において、収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。
- 2 前項に基づく補助金の返還については、第23条第4項及び第6項までの規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第35条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 前項の情報のうち補助事業者その他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
  - 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる

場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

4 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第36条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす

（その他必要な事項）

第37条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、PJが別に定める。

附 則

この規程は、2022年2月17日から施行する。

附則

この規程は、2023年2月20日から施行する。ただし、本交付規程第9条第1項に定める交付の申請に関する規定は、2022年3月8日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	補助対象	補助率
人件費	本事業のためだけに、追加的に雇用した派遣社員の 人件費（自社の営業と区別して、不正や不正取引の 監視を行う業務を派遣会社等に外注する場合） ※システム開発・運用にかかる人件費を除く。	10 / 10 以内
事業経費	ホームページ制作・維持費（本事業の情報公開に必 要な部分に係る外注費に限る） ※サーバーレンタル、メンテナンス費用を含む コールセンター運営経費（外注の場合に限る） マイナポイントを付与するのに必要不可欠な振込手 数料（他のポイント等と一括して振り込む場合の手 数料は不可。マイナポイントを単独で付与する場 合に限る）	10 / 10 以内
システム開 発・運用費	本事業における不正行為を発見し、不当な取引の検 知を行うためのシステム開発・運用費 補助事業者等へのデータ連携機能運用費 マイナポイント付与を行うための追加的なシステム 評価・開発・運用費（マイナポイントの付与の対象者 の利便性等のためにシステム仕様書上推奨される拡 張性を備えるためのシステム運用及びマイナポイン ト（キャッシュレス決済サービスで利用される前払 分を含む。）における利用地域・店舗・取引・期間等 を制御することができる拡張性を備えるためのシス テム開発・運用を含む。）及び事業終了後の原状復帰	10 / 10 以内
広報費	本事業の広報のためだけに、追加的に発生する広報 費（テレビCM、新聞広告、ポスター制作・印刷費等）	10 / 10 以内

## 改訂履歴

	改訂後	改訂前
2023年2月20日改訂		
<交付規程>		
第9条 第1項	第5条の規定に基づき登録されたキャッシュレス決済事業者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書にPJが定める書類を添えて、PJが指定する期日までに提出しなければならない。	補助金の交付を申請しようとする第5条の規定に基づき登録されたキャッシュレス決済事業者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書にPJが定める書類を添えて、PJが指定する期日までに提出しなければならない。
第16条 第1項 第4項 第5項	<p>補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、予め様式第4-1による計画変更（等）承認申請書をPJに提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合（令和4年度末から翌年度へ繰り越す場合に限る）に、様式第4-2による計画変更（等）承認申請書（繰越に係るもの）をPJに提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>5 PJは、前項に基づく計画変更（等）承認申請書（繰越に係るもの）を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。</p>	<p>補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、予め様式第4による計画変更（等）承認申請書をPJに提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>
第21条 第1項 第2項	補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又はPJが定めた日のいずれか早い日までに様式第9-1による実績報告書をPJに提出しなければならない。	補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又はPJが定めた日のいずれか早い日までに様式第9による実績報告書をPJに提出しなければならない。

	<p>2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日又はPJが定めた日のいずれか早い日までに様式第9-2による年度末実績報告書をPJに提出しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>2 補助事業者は、前項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。</p> <p>3、4 (略)</p>
--	--	--

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。